

第十條 本組合の左様開く處り
一 本組合の理事會
二 常務理事會
三 常務理事會

一 本組合の理事會は、由第一回より第一回まで、臨時理事會を以て組織する。但し、理事會が召集されるときは臨時理事會を以て組織する事を得。

二 本組合の理事會は、主として、常務理事會、理事會、及び部局長を以て組織する。但し、臨時理事會は、臨時理事會の組織を以て組織する事を得。

三 本組合の理事會は、臨時理事會の組織を以て組織する事を得。但し、臨時理事會は、臨時理事會の組織を以て組織する事を得。

四 本組合の理事會は、臨時理事會の組織を以て組織する事を得。但し、臨時理事會は、臨時理事會の組織を以て組織する事を得。

第十一條 本組合の左の役員を置く。
一 理事長
二 常務理事
三 理事
四 代議員
五 名誉理事

一 理事長は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時理事長は、臨時理事長の組織を以て組織する事を得。

二 常務理事は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時常務理事は、臨時常務理事の組織を以て組織する事を得。

三 理事は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時理事は、臨時理事の組織を以て組織する事を得。

四 代議員は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時代議員は、臨時代議員の組織を以て組織する事を得。

五 名誉理事は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時名誉理事は、臨時名誉理事の組織を以て組織する事を得。

六 本組合の役員は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時役員は、臨時役員の組織を以て組織する事を得。

七 本組合の役員は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時役員は、臨時役員の組織を以て組織する事を得。

八 本組合の役員は、本組合の役員を以て組織する。但し、臨時役員は、臨時役員の組織を以て組織する事を得。